

公益財団法人 アメリカ研究振興会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人アメリカ研究振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、アメリカの政治、経済、社会、文化等に関する調査研究を奨励し、あわせてアメリカ研究の振興をはかり、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学、研究機関、団体及び個人のアメリカ研究の助成
- (2) アメリカ研究を行う学者の招聘及び海外への派遣援助
- (3) アメリカの政治、経済、社会、文化等に関する調査研究の助成
- (4) アメリカ研究に関する研究成果の刊行の助成
- (5) アメリカ研究に関する国際会議、研究会、講演会等の開催の助成
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業の助成
- (7) アメリカに関する優れた研究に対する表彰

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 3 認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては理事会の決議により別に定める寄附金取扱規定による。

(財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、適正に維持及び管理しなければならない。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、並びに基本財産を担保に提供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告、決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から法律第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の

合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任 期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、選任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算出した額を支給することができる。

2 評議員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成及び議長)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、そのほかに2名以上4名以内を常務理事とする。
- 3 理事長1名及び常務理事のうち1名の、2名を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員等の構成)

第26条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問)

第30条 この法人には、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、参考意見を述べるものとする。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成及び議長)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 3 3 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 3 4 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 9 7 条において準用する同法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 5 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 6 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 1 2 条についても適用する。

(解 散)

第 3 7 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 3 8 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長の任免は、理事会の承認を得て理事長が行い、職員の任免は理事長が行う。
- 4 事務局職員は、有給とする。
- 5 事務局の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、中原伸之とする。業務執行理事は、油井大
三郎、和久本芳彦、久保文明、有賀夏紀とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財
団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第
106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登
記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業
年度の開始日とする。
- 4 この規定は、令和6年5月15日から改定実施する。

5 この規定は、令和8年6月15日から改定実施する。